

分野別措置事項

1 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
法曹人口の大幅増員等 （法務省）	a 司法試験の合格者の1,500人程度への増加については、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等について継続的に調査・検討を行った上で、国民各層からの意見を反映しつつ、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論	結論に従った所要の措置			（法務省） 司法制度改革審議会意見において、「平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。」とされたことを踏まえ、司法試験管理委員会は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定したところであり、同意見の内容に沿った措置が講じられる見込みである。	
	b 司法試験合格後に民間における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件等を含めた制度的な検討については、司法試験合格者数の1,500人への増加問題についての検討の一環として、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論	結論に従った所要の措置			（司法制度改革推進本部） 司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対して一定の具体的条件の下に法曹資格を付与することについて、所要の法案を提出すること等を内容とする司法制度改革推進計画を策定（平成14年3月19日閣議決定）	
	c 更なる法曹人口の大幅増員については、司法制度改革審議会の、中間報告において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」と取りまとめられているところであり、同審議会の検討の結果をも踏まえて、適切かつ迅速に実現を図る。	調査・検討	調査・検討	調査・検討		（司法制度改革推進本部） 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すこと等を内容とする司法制度改革推進計画を策定（平成14年3月19日閣議決定）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 （法務省、経済産業省） （財務省）	a 司法書士及び弁理士の訴訟代理等については、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、司法サービスへのアクセス向上等の観点から検討し、結論を得て所要の措置を講ずる。 （司法制度改革審議会は平成12年11月に中間報告を公表し、設置期限である平成13年7月までに最終報告を取りまとめる予定）	結論・措置			（法務省） 司法書士について研修等の能力担保措置を前提に、簡易裁判所の事件に関し訴訟代理等を行うことを可能とする司法書士法等の一部改正法案を第154回国会に提出。 （経済産業省） 弁理士について研修等の能力担保措置を前提に、特許権等の侵害訴訟での代理を行うこと等を内容とする弁理士法の一部改正法案を第154回国会に提出。	
	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 （第151回国会に関係法案提出）	法律案成立後公布	措置（施行）		（財務省） 税理士法の一部を改正する法律（平成13年法律第38号）及び平成13年財務省令第58号を公布、本年4月1日から施行。	
弁護士事務所の法人化 （法務省）	弁護士事務所の法人化の具体的な在り方等につき、更に調査・検討を進め、これを踏まえて、速やかに所要の措置を講ずる。 （第151回国会に関係法案提出）	法律案成立後公布	措置（施行）		（法務省） 弁護士法の一部を改正する法律（平成13年法律第41号、平成13年6月8日公布）により、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にした（平成14年4月1日に施行）。	
外国法事務弁護士と弁護士との提携 （法務省）	日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。	検討	結論	措置	（司法制度改革推進本部、法務省） 外国法事務弁護士と弁護士との提携の在り方については、司法制度改革審議会意見において、「例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」との指摘がなされており、今後、同審議会意見をも踏まえ、司法制度改革推進法に基づき策定された司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って、必要な調査・検討が進められ、その結果を受けて所要の措置が講じられる見込みである。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
弁護士の活動領域の拡大 （法務省）	弁護士は、公職への就任が制限され、営利企業に所属する場合には所属弁護士会の許可を必要とされているが、弁護士の活動領域の拡大を進める見地から、司法制度改革審議会の審議結果を踏まえて、これらの兼職等の制限を自由化する方向で必要な措置を講ずる。	検討 （結論）	措置		（司法制度改革推進本部、法務省） 司法制度改革推進計画において、「弁護士の公務就任の制限及び営業等の許可制について、届出制に移行することによる自由化を図ることに関し、日弁連における検討状況も踏まえた上で検討し、必要な法案を提出する（平成15年通常国会を予定）」とされたところであり、必要な法案を平成15年通常国会に提出する予定である。	
弁護士情報の公開の拡充 （法務省）	第三者評価の導入の要否を含め、利用者に有益な弁護士の専門分野や実績等についても広告対象とすることについて、日本弁護士連合会に対し、必要な協力を行うとともに、所要の措置が早期に講じられるよう要請する。	措置			（法務省） 司法制度改革審議会意見において、「利用者による選択の便宜に資する見地から、弁護士の専門分野や実績等についても広告対象として認める方向で、第三者評価の導入の要否等につき検討を加え、必要な措置を講じるべきである。」とされており、同審議会意見をも踏まえ、日本弁護士連合会に対して、弁護士の専門分野や実績等についても広告対象として認める方向で、第三者評価の導入の要否等につき検討を加え、所要の措置を講じるよう要請した。	
登録・入会制度の在り方見直し （法務省）	規制改革委員会の見解及び司法制度改革審議会の審議結果を踏まえ、 (a) 日本弁護士連合会及び弁護士会において、弁護士会の運営に国民の声を一層反映させるため、役員に資格者以外の者を任用することなども含めその方策を検討すること、 (b) 弁護士の懲戒制度について、早期に透明化、迅速化、実効のための所要の改善措置を講じ、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を官報に公表した上で、その他の媒体にも公表すること、 (c) 日本弁護士連合会及び弁護士会について、業務及び財務等に関する情報を公開すること について、日本弁護士連合会に対し措置を要請する。	措置			（法務省） 司法制度改革審議会意見において、弁護士会の会務運営について広く国民の声を聴取し反映させることを可能とする仕組みの整備、綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、弁護士会の業務、財務等の情報公開の仕組みの整備を行うべきであるとされており、同審議会意見をも踏まえ、日本弁護士連合会に対して、同審議会意見の趣旨に沿った所要の措置を講じるよう要請した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度			平成15年度
ADRの整備 （法務省及び関係府省）	司法制度改革審議会において平成13年7月までに取りまとめられる最終意見及びUNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law：国連国際商取引法委員会）において行われているADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理）法制の見直し作業を踏まえ、仲裁や調停を含むADRの拡充・活性化のための基盤整備やADRと裁判手続との連携強化の方策等について検討する。	検討			（司法制度改革推進本部） 仲裁法制を整備するため所要の法案を提出することや、総合的なADRの制度基盤を整備する見地から必要な方策を検討し、所要の措置を講ずること等を内容とする司法制度改革推進計画を策定（平成14年3月19日閣議決定）	

イ 商法・民法の見直し

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
無議決権優先株の発行枠拡大及び優先株発行手続の簡素化等 （法務省）	資金調達手段の多様化の観点から、無議決権優先株の発行枠拡大や優先株の発行手続の簡素化等について、制度を整備する。 （次期通常国会に係る法案提出予定）	検討・結論 （法案提出）			（法務省） 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法（平成13年法律第128号）により、無議決権優先株の発行枠拡大や優先株の発行手続に関する見直し等の措置を講じたところである。	
トラッキング・ストックに関する制度の整備 （法務省）	株式会社による資金調達手段の多様化を容認する観点から、トラッキング・ストック（部門・子会社業績連動配当型株式）について制度の整備を行う。 （次期通常国会に係る法案提出予定）	検討・結論（法案提出）			（法務省） 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法（平成13年法律第128号）により、トラッキング・ストックの発行が商法上認められることを明確化し、その場合の手続等を整備する等の措置を講じたところである。	
1株当たり純資産額規制の廃止及び株式分割時における株式発行授權枠の拡大 （法務省）	株式の流動性を確保する観点から、1株当たりの純資産額の規制を廃止するとともに、株式分割時における株式発行授權枠を拡大する。	検討・結論			（法務省） 平成13年10月1日に施行された、商法等一部改正法（平成13年法律第79号。議員立法として成立）により、1株当たりの純資産額の規制を廃止するとともに、株式分割時において取締役会決議により分割割合に応じて株式発行授權枠を拡大すること等を認める措置が講じられた。	
検査役調査制度の改善 （法務省）	検査役調査制度について、制度の目的を維持しつつ、その手続をより合理化することができないか等について検討し、改善を行う。 （次期通常国会に係る法案提出予定）	検討・結論（法案提出）			（法務省） 第154回国会において、現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充することなどを盛り込んだ関係法案（平成14年閣法第77号、第78号）を提出済みである。	
取締役会及び監査役会の在り方及び株主代表訴訟制度の改善 （法務省）	コーポレート・ガバナンスの実効性をより高める観点から、業務執行機関と監督機関の分離、社外取締役監査と監査役監査との間の選択制の採用、取締役・監査役・執行役員の権限の明確化、完全子会社における法制の簡素化、株主代表訴訟制度の改善等について検討するとともに、商法の強行法規性の緩和を図る方向で、機関の在り方の見直しを行う。	検討・結論			（法務省） コーポレート・ガバナンスの実効性をより高める観点から、業務執行機関と監督機関の分離、社外取締役監査と監査役監査との間の選択制の採用、取締役・監査役・執行役の権限の明確化等を行うための関係法案（平成14年閣法第77号、第78号）を第154回国会に提出済みである。なお、株主代表訴訟制度の合理化等に関しては、平成13年法律第149号により措置済み。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
株主総会制度の改善 （法務省）	株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、株主総会については、株主総会特別決議の定足数の見直し、株主名簿の閉鎖期間及び基準日の期間の制限の廃止又は緩和、株主提案権行使期限の繰上げ、株主総会の決議事項の軽減、会社の情報の適正な開示の在り方について、これらが相互に密接に関連するものであることに留意しつつ、検討し、改善する。 （次期通常国会に関係法案提出予定）	検討・結論（法案提出）			（法務省） 株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、株主総会について、株主総会特別決議の定足数を定款で総議決権の3分の1に引き下げることを認め、株主提案権行使期限を総会の6週間前から8週間前に繰り上げ、株主総会の決議事項を見直すこと等を内容とする関係法案（平成14年閣法第77号、第78号）を、第154回国会に提出済みである。	
ストック・オプション制度の改善 （法務省）	付与対象者の拡大、新株引受権付与方式の株主総会普通決議事項への移行、株式買取請求等により取得した自己株式や権利未行使株式の利用制限の緩和、株主総会決議事項の簡素化、付与限度枠の拡大等について、制度を改善する。 （平成13年度中に国会に関係法案提出予定）	結論（法案提出）			（法務省） 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法（平成13年法律第128号）により、ストックオプション制度を包括的な新株予約権制度に再編・整理し、その付与対象者についての規制を撤廃し、株主総会で決議すべき事項を見直し、その付与限度枠の拡大を行う等の措置を講じたところである。	
株主総会の招集通知の電子化 （法務省）	インターネットや電子メール経路による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経路での通知を認める。 （平成13年度中に国会に関係法案提出予定）	結論（法案提出）			（法務省） 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法（平成13年法律第128号）により、インターネットや電子メール経路による招集通知を希望する株主に対しては、インターネットや電子メール経路で通知等を提供することを認める措置を講じたところである。	
株主総会における議決権行使の電子化 （法務省）	株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるとともに、議決権行使書面に押印する欄を設けなければならないとする参考書類規則第8条について、議決権行使書面の電子化に対応した整備を行う。 （平成13年度中に国会に関係法案提出予定）	検討（法案提出）			（法務省） 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法（平成13年法律第128号）により、会社が電子投票制度を導入することを認め、この場合には議決権行使書面の電子化を認める措置を講じたところである。なお、議決権行使書面が電子化された場合でも、その行使に際して株主が電子署名を行うことは、同改正法及び（旧参考書類規則を引き継いだ）商法施行規則（平成14年法務省令第22号）上は特に必要とはされていない。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
電子媒体による株式会社の公告の実現 （法務省）	企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 （次期通常国会に関係法案提出予定）	検討・結論（法案提出）			（法務省） 平成14年4月1日施行の商法等一部改正法（平成13年法律第128号）及び商法施行規則（平成14年法務省令第22号）により、決算公告については、会社がインターネット上のホームページに掲示する方法を利用することを新たに認めたとある。	
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 （法務省）	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早める。	検討			（法務省） 本店及び支店の登記の申請の一括化については、商業登記申請のオンライン化に併せて現在検討中。 なお、商業登記情報のコンピュータ化については、できる限り早期に完了することを目指して、商業登記所ごとに順次実施している。	
商法開示と証券取引法開示の調整 （法務省）	企業情報の開示の在り方について、証券取引法に基づく財務諸表（個別企業の財務諸表）を商法上の計算書類とすることの可否等も含め、商法開示と証券取引法開示との調整について検討し、改善する。 （次期通常国会に関係法案提出予定）	検討・結論（法案提出）			（法務省） 企業会計及び証券取引法に基づく企業内容の開示制度との整合性を適時に図ることを確保するために、株式会社の資産評価等に関する事項を法律事項から省令事項とすることなどを盛り込んだ関係法案（平成14年閣法第77号、第78号）を、第154回国会に提出済みである。	
商法の平仮名・口語化及び有限会社法制の抜本的見直し （法務省）	片仮名・文語体である商法を平仮名・口語体にする。 また、有限会社を中心とする中小会社法制について、閉鎖的な会社の特質に見合ったものとする。 （平成17年を目途に法案提出）	検討	検討	検討	（法務省） 平成14年2月13日に「会社法の現代化に関する諮問」を法制審議会に対して行ったところであり、平成17年を目途に法案提出予定。	
民法の平仮名・口語化を含めた財産法制の抜本的見直し （法務省）	社会の変化や経済の発展に伴い、新たな形態の取引が登場してきていること等にかんがみ、民法の契約に関する規定を現代社会に一層適合したものとする等、契約法制を中心に債権債務関係規定の一層の合理化を図るとともに、民法（第1編から第3編まで）を平仮名・口語体とする。 （平成17年を目途に法案提出）	検討	検討	検討	（法務省） 平成17年を目途に法案を提出するため、法務省内において、検討中。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
倒産法制の整備 （法務省）	過剰債務を抱える企業の債務削減等による早期再建や迅速な清算が可能となる環境の整備を図る。	検討	会社更生法は14年度国会提出、破産法は15年度国会提出		（法務省） 平成14年3月に会社更生法改正要綱案担当者素案をパブリック・コメント手続に付しており、その結果を踏まえ、法制審議会倒産法部会における改正案の審議を継続中。 法制審議会倒産法部会破産法分科会において、破産法等の改正案の審議を継続中。	
不動産競売制度 （法務省） < 10 ア の再掲 >	短期貸借制度（民法第395条）について、その制度の趣旨や一般市民が安心して参加できる不動産市場の形成、抵当不動産の貸借関係の安定性等を十分に踏まえつつ、廃止も含めてその改正について検討を進める。 また、短期貸借制度以外の方法による執行妨害への対応も含めて、競売制度については担保制度についての制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善の検討を行う。 （次々期通常国会に関係法案提出予定）	検討	結論(法案提出)		（法務省） 法制審議会の担保・執行法制部会において審議を行い、平成14年3月、これまでの審議の結果を中間的に取りまとめた試案を作成・公表し、広く意見を求めている。	

ウ その他

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ITに係る刑事基本法制の整備 （法務省）	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。 a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（法務省） 平成13年7月24日、支払用カードの偽造等の犯罪に対処するための罰則整備を内容とする「刑法の一部を改正する法律」が施行された。	
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備			（法務省） 法務大臣を本部長とする経済関係民刑基本法整備推進本部において、海外法制に関する調査を行うなど、ハイテク犯罪に対する罰則の整備やコンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備等の検討を行っている。	
外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し （法務省）	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。	平成13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施			（法務省） 法務省令を改正し、外国人が、情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が新たに設けた告示をもって定めた情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が当該告示をもって定めた情報処理技術に関する資格を有するときには、これを特例とし、学歴又は実務経験を問うことなく在留資格「技術」の上陸許可基準に適合し得ることとした。（平成13年12月28日施行）	